

水俣市賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金

空き地・空き店舗等への 出店を支援します！

水俣市では、南九州西回り自動車道延伸により増加する域内を通行する車両を市街地や観光地に引き込むため、空き地や空き店舗などを取得又は賃借し、新たに対象の事業を行う場合に補助金を交付します。

補助対象要件

指定範囲：水俣ICから袋IC(仮称)間の国道3号線周辺や
湯の児、湯の鶴などの観光地周辺など

対象業種：市の賑わい創出に資する小売業、宿泊・飲食業、各種サービス業など

設備投資経費補助金

(補助率)

(補助対象経費)

店舗新築費

空き店舗等取得費

店舗改装工事費

設備費

補助対象経費(A)

補助率(B)

補助金額
(A)×(B)

200万円以下

50%

I

1,000万円以下の場合、200万円を
超える部分の経費

30%

II

1,000万円を超える部分の経費

10%

III

(補助限度額)

上記(I+II+III)+事業所借上費補助金(3
年間)の合計:1,000万円まで

事業所借入費補助金

(補助率及び補助限度額)

(補助対象経費)

事業所の借入に

要する経費(3年間)

補助対象期間

補助率(B)

補助限度額(月額)
※延床面積により異なる

1年目

50%

最大10万円

2年目

30%

最大6万円

3年目

20%

最大4万円

補助金の詳細は水俣
市ホームページをご確認
ください！



空き店舗等の情報は、
水俣市空き店舗・工場
等バンクへ



お問い合わせ先

水俣市産業建設部

TEL: 0966-61-1628

経済観光戦略課 経済振興室

E-Mail: keizai@city.minamata.lg.jp



主な補助対象要件

補助金の交付対象者は、指定範囲において空き地空き店舗等(指定範囲に存する、現に使用されていない土地、建物又は建物の一部)を取得又は賃借し、新たに事業を開始する方です。

- 補助事業完了時まで、個人は、水俣市に住所を有していること。法人は、水俣市に事務所又は事業所を有していること。
- 水俣商工会議所から補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の事業計画策定に係る支援を受けること。
- 産業競争力強化法第2条第30項第1号又は第2号に規定する創業を行う者ではないこと。
- 新たに補助対象事業を実施することにより、申請者が市内で現に店舗としている建物等が空き物件とならないこと。

補助対象事業

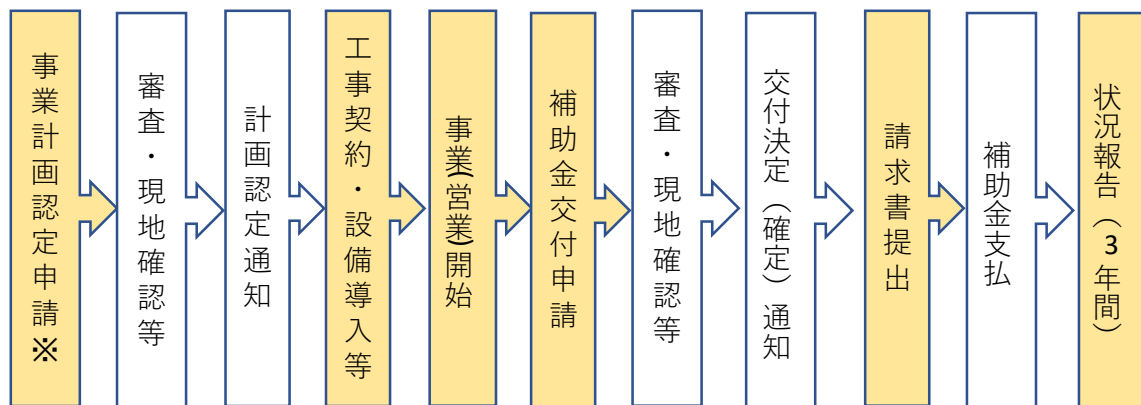
日本標準産業分類のうち、主たる事業が以下の産業のいずれかに該当する事業が対象です。

※ 市の賑わいづくりや地域貢献に対する取り組みを事業計画に盛り込んでいただく必要があります。

区分	日本標準産業分類上の分類
小売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業)
宿泊・飲食業	大分類M(宿泊業、飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) 大分類O(教育、学習支援事業)のうち 中分類82(その他教育、学習支援事業) 大分類P(医療、福祉)

手続きの流れ

- 設備投資費補助金
 - ・ 事業計画で認定を受けた設備が補助対象となります。
 - ・ 事業計画認定日より前の契約に係る経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
- 事業所借入費補助金
 - ・ 事業計画で認定を受けた借入費が補助対象となります。
 - ・ 事業(営業)開始日の属する月分の家賃を1か月目とし、12か月(1年)が経過する毎に交付申請を行ってください。



※ 事前に水俣商工会議所から事業計画策定に係る支援を受けてください。

※ 事業計画の認定を受けた日から1年以内又は令和10年2月末のいずれか早い日までに事業(営業)を開始する必要があります。